

新生児聴覚検査費用助成のご案内

中津川市役所 健康医療課

中津川市では新生児聴覚検査費用の一部助成を行っています。新生児聴覚検査は、産科医療機関等で新生児を対象に行う「耳のきこえ」の検査です。出生後早期の検査が勧められています。

- <対 象> 生後6か月以内の児かつ中津川市に住民票がある児
- <助成内容> 新生児聴覚検査に要した費用の1/2（100円未満切り捨て、上限4,000円）
医療機関により検査費用は異なります。※精密検査は対象外
- <助成方法> 検査を受けた医療機関によって助成の方法が異なります。「新生児聴覚検査受診票兼結果票」を医療機関にご提出ください。
- <その他> 出生した医療機関で検査を受けなかった方は、下記までお問い合わせください。

<p>◆委託医療機関◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に岐阜県内の医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新生児聴覚検査受診票兼結果票」を医療機関にご提出ください。 ・新生児聴覚検査に要した費用の1/2（医療機関の提示額）を医療機関にお支払ください。
<p>◆委託外の医療機関◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県外の医療機関 ・松波総合病院 ・クリニックママ ・ハットリレディスクリニック ・いびレディースクリニック ・県立多治見病院 ・その他:OAE(耳音響放射検査)を実施する医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査費用を一旦全額自己負担し、後日下記申請窓口で助成申請を行います。口座振り込みにて検査費用を助成します。 <p>医療機関での手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新生児聴覚検査受診票兼結果票」を医療機関に提出する。 ・検査費用を全額自己負担し、領収書、明細書を受け取る。 ・領収書、明細書に金額が記載されていない場合は、「新生児聴覚検査受診票兼結果票」に金額を記入してもらうことで証明になります。） <p>申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>検査後はなるべく早めに申請してください</u> ・<u>申請期限：新生児聴覚検査を受けてから1年以内です</u> <p>持ち物</p> <p><input type="checkbox"/>領収書（必須）・明細書 <input type="checkbox"/>申請者名義の預金通帳（必須）</p> <p><input type="checkbox"/>母子手帳 <input type="checkbox"/>中津川市新生児聴覚検査受診票兼結果票</p> <p>申請窓口（市内4か所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中津川市役所 健康医療課 ・坂下健康福祉会館「あおぞら」 (Tel70-1016) ・福岡保健センター (Tel72-2111) ・付知総合事務所 (Tel82-2111) <p style="text-align: right;">} 事前にお電話ください</p>

【お問い合わせ】 中津川市役所 市民福祉部 健康医療課 電話：(0573)66 - 1111（内線626・658）